令和８年熊本地震に係る熊本県 PTA 連合会被災地支援活動助成金交付要綱

第１章　総則

（目的）

第１条

この要綱は、令和　８　年熊本地震により被災した地域において、被災した子どもたち、保護者、教職員その他の被災者を支援するため、熊本県 PTA 連合会（以下「県 P 連」という。）に加盟するエリア PTA、単位 PTA 等が実施する炊き出し及び子どもたちの交流・体験・思い出づくり等を目的とする支援活動に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　この事業は、県　P　連が実施した被災地域の支援ニーズの把握結果を踏まえ、被災地域から寄せられた支援要望と、支援を希望する県内 PTA 等をつなぎ、県内 PTA が相互に協力して被災地域を継続的に支援することを目的とする。

（事業の名称）

第２条

この事業の名称は、「令和　８　年熊本地震　熊本県 PTA 連合会被災地支援活動助成事業」（以下「本事業」という。）とする。

（基本方針）

第３条

本事業は、次に掲げる方針に基づき実施する。

1. 被災地域及び被災者の意向及び支援ニーズを尊重すること。
2. 被災地域から寄せられた支援ニーズと、支援を希望する PTA 等とのマッチングを行うこと。
3. エリア PTA 及び単位 PTA 等の自主的な協力により、県内 PTA による支援活動を促進すること。
4. 支援活動が被災地域及び被災者の負担とならないよう、必要性、実効性、安全性及び衛生面を十分に確認すること。
5. 支援金を、被災地域及び被災者のため適正かつ効果的に活用すること。

第２章　支援活動

（支援対象活動）

第４条

本事業の助成対象となる支援活動は、令和　８　年熊本地震により被災した地域において、被災した児童生徒、保護者、教職員その他の被災者を対象として実施する、次の活動とする。

1. 被災した学校、PTA、地域団体等から要請を受けて行う炊き出し活動
2. 被災した子どもたちの交流、体験、レクリエーション、思い出づくり、心身のリフレッシュ等を目的とするイベント・交流活動
3. 前２号に付随して実施する活動で、会長が必要と認める活動

２　前項第　２　号の活動には、スポーツ、レクリエーション、体験活動、交流会、季節行事、文化活動その他子どもたちが安心して参加できる活動を含むものとする。

３　本事業は、支援物資の単独提供、通常の学校教育活動、団体の通常の事業その他本事業の趣旨に合致しない活動を対象としない。

（支援ニーズ）
第５条
県 Ｐ 連は、被災地域の学校、PTA、児童生徒、保護者、教職員及び地域団体等を対象として実施した支援ニーズ調査等を踏まえ、本事業における支援ニーズを整理するものとする。
２ 県 Ｐ 連は、把握した支援ニーズについて、必要に応じて支援内容、対象者、必要人数、希望時期、活動場所、受入担当者その他必要な事項を整理するものとする。
（支援希望団体の登録）
第６条
県Ｐ連は、被災地域における支援活動を希望するエリア PTA、単位 PTA その他会長が認める団体を、支援希望団体として登録することができる。
２ 支援希望団体は、希望する支援地域、支援内容、活動可能日、参加予定人数、必要経費その他必要な事項を県Ｐ連に届け出るものとする。
（支援のマッチング）
第７条
県 Ｐ 連は、第 5 条により把握した支援ニーズと、前条により登録された支援希望団体とのマッチングを行うものとする。
２ マッチングに当たっては、次に掲げる事項を勘案する。
1. 支援の必要性及び緊急性
2. 支援内容の適合性
3. 活動時期
4. 活動場所
5. 支援希望団体の活動能力及び参加人数
6. 支援先の受入体制
7. 安全性及び衛生面
8. その他会長が必要と認める事項

３ 支援希望団体は、原則として県 Ｐ 連によるマッチング及び支援先との調整を経た上で、支援活動を実施するものとする。
４ 県Ｐ連は、別紙「支援活動マッチングシート（別紙9）」に基づき、前2項に掲げる事項について確認するものとする。

第３章 助成金
（助成対象団体）
第８条
助成金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
1. 県Ｐ連に加盟するエリア PTA
2. 県Ｐ連に加盟する単位 PTA
3. 前各号に準ずる団体で、会長が特に認める団体

（助成対象活動）
第９条

助成対象となる活動は、次の各号のすべてを満たすものとする。

1. 令和８年熊本地震の被災地域又は被災者を対象とする活動であること。
2. 第４条に定める炊き出し又は子どもたちの交流・体験・思い出づくり等を目的とする活動であること。
3. 支援先の学校、PTA、避難所、地域団体等から支援要請又は受入れの確認があること。
4. 原則として県Ｐ連との連絡調整及びマッチングを経て実施する活動であること。
5. 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動でないこと。
6. 他の助成制度等による助成との重複がないこと。
7. 活動内容及び経費が適正であると会長が認めること。
8. 必要な安全対策、衛生対策及び保険加入等が講じられていること。

（助成対象経費）

第 10 条

助成対象となる経費は、支援活動を実施するために直接必要となる次の経費とする。

1. 炊き出しに使用する食材費
2. 炊き出しに必要な飲料水その他必要物品の購入費
3. 食材及び必要物品の運搬費
4. 車両、調理器具、イベント用品その他活動に必要な物品のリース料
5. 活動に必要な交通費
6. 活動に必要な消耗品費
7. ボランティア活動保険その他活動上必要な保険料
8. 子ども向けイベント・体験活動に必要な会場費、材料費、器具等の費用
9. その他会長が必要と認める経費

（助成対象外経費）

第 11 条

次に掲げる経費は、助成対象外とする。

1. 支援活動に直接関係しない経費
2. 団体の通常の運営費
3. 団体構成員に対する謝金及び人件費
4. 酒類その他支援に適さない物品の購入費
5. 領収書その他支出を確認できる書類がない経費
6. 他の助成金等により助成を受ける経費
7. 個人的な飲食、娯楽その他本事業の趣旨に合致しない経費
8. その他会長が不適当と認める経費

（助成金の額）

第 12 条

助成金の額は、1 団体につき 1 活動当たり 5 万円を上限とし、助成対象経費の実支出額の範囲内で会長が決定する。

2　本事業に係る助成金の総額は、原則として、九州ブロックPTA 協議会から県Ｐ連に寄せられた支援金 50 万円を上限とする。

3　申請された助成額の合計が前項の予算額を超える場合は、支援の必要性、緊急性、公益性、対象者数、経

費の妥当性等を勘案し、助成額を減額することができる。
4　同一団体への助成は、原則として１回とする。ただし、予算の執行状況及び支援の必要性等を勘案し、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第４章　申請及び交付
（交付申請）
第 13 条
助成金の交付を受けようとする団体は、「被災地支援活動助成金交付申請書（別紙1）」に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。
1．活動実施計画書（別紙2）
2．活動に係る収支予算書（別紙3）
3．支援先からの支援要請又は受入れ確認書（別紙4）
4．安全管理・事故防止確認書（別紙5）
5．その他会長が必要と認める書類
（交付決定）
第 14 条
会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。
2　会長は、必要に応じて申請団体及び支援先に対し、活動内容、経費、安全対策、衛生管理その他必要な事項について確認することができる。
3　会長は、助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。
（助成金の交付）
第 15 条
助成金は、原則として活動終了後の実績報告及び精算に基づき交付する。
2　会長が活動前の支出が必要であると認めた場合は、助成金の全部又は一部を概算払いすることができる。
3　概算払いを受けた団体は、活動終了後に速やかに精算し、交付決定額を超える額を受領していた場合は、その差額を返還するものとする。

第５章　安全管理、衛生管理及び事故等
（活動実施主体の責任）
第 16 条
支援活動は、助成金の交付を受ける団体が自らの責任と費用において実施するものとし、当該団体は、活動の企画、準備、運営、安全管理、衛生管理、参加者管理、事故防止その他活動の実施に必要な事項について責任を負うものとする。
2　県Ｐ連は、本事業において支援ニーズの把握、支援先との調整、支援希望団体とのマッチング及び助成金の交付等を行うものであり、個々の支援活動の実施主体ではない。
（事故・損害等に関する責任）
第 17 条
支援活動に関連して発生した事故、けが、疾病、食中毒、食物アレルギーその他の健康被害、交通事故、火災、調理中のやけど、切創その他の事故又は損害については、原則として、当該活動を実施する助成団体及び必

要に応じて支援先その他関係者が、それぞれの責任と費用において対応するものとする。
2　前項には、次に掲げる事故又は損害を含むものとする。
1．炊き出しその他の食品提供に起因する食中毒
2．食物アレルギーその他食品に起因する健康被害
3．活動中の転倒、衝突、転落その他の事故
4．調理中のやけど、切創その他のけが
5．イベント・体験活動中のけが又は事故
6．支援活動への往復又は活動中に発生した交通事故
7．活動に使用する施設、設備、器具等に起因する事故
8．その他支援活動に関連して発生した事故、けが、疾病又は損害
3　県Ｐ連は、前２項に定める事故、けが、疾病、健康被害又は損害について、法令上責任を負う場合を除き、原則として損害賠償その他の責任を負わない。
4　助成団体は、活動の実施に当たり、必要に応じてボランティア活動保険、傷害保険、賠償責任保険、行事保険、自動車保険その他必要な保険に加入するものとする。
5　助成団体は、活動内容、参加人数、活動場所、調理内容、使用器具、移動方法等を踏まえ、必要な補償内容及び保険金額について自ら確認するものとする。
（支援先及び参加者への周知）
第 18 条
助成団体は、支援活動を実施する前に、支援先及び活動参加者に対し、活動に伴う事故等のリスク、安全管理上の注意事項及び必要な保険加入等について、適切に周知するものとする。
2　子どもを対象とする活動については、活動内容及び危険性を考慮し、必要に応じて保護者等から参加についての確認を得るものとする。
3　助成団体は、活動内容に応じて、緊急連絡先、救急搬送先、AED の設置場所その他緊急時に必要な情報を事前に確認するものとする。
（炊き出し等の衛生管理）
第 19 条
炊き出しを実施する団体は、食品衛生関係法令、関係機関の指導及び支援先の定めるルール等を遵守し、食中毒及び食品による健康被害の防止に努めなければならない。
2　炊き出しを実施する団体は、必要に応じて、事前に活動場所を管轄する保健所、市町村その他関係機関に実施内容を確認し、必要な届出、相談又はチェック表の提出等を行うものとする。
3　炊き出しに従事する者については、健康状態を確認し、発熱、下痢、嘔吐その他食品衛生上不適切な症状がある者又は手指等に調理上支障となる傷がある者を調理・配膳に従事させないものとする。
4　調理者は、手洗い、手指消毒、器具等の衛生管理、食品の適切な保管及び十分な加熱等、食中毒防止のため必要な措置を講じるものとする。
5　食物アレルギーへの対応については、使用する食品の原材料等に関する情報を可能な限り正確に提供し、参加者及び保護者等が自ら喫食の可否を判断できるようにするものとする。
6　助成団体は、食物アレルギーについて、完全な除去又は安全性を保証するものではないことを十分認識し、必要に応じて対象者及び保護者等に事前確認を行うものとする。
（イベント等の安全管理）

第 20 条
子どもを対象とするイベント・交流・体験活動を実施する団体は、参加者の年齢、人数、活動内容及び会場の状況等を踏まえ、必要な安全管理体制を整えるものとする。
2　火気、刃物、調理器具、スポーツ用具、水辺、高所その他危険を伴う活動を行う場合は、必要な監督者を配置し、事故防止に必要な措置を講じるものとする。
3　危険性が高いと判断される活動については、原則として実施しないものとする。ただし、十分な安全対策及び専門的な管理体制が確保され、会長が認めた場合はこの限りでない。
（交通安全）
第 21 条
支援活動に伴う車両の運行及び参加者の移動については、道路交通法その他関係法令を遵守し、安全運転及び安全な移動に努めるものとする。
2　車両を使用する場合は、運転者の資格、車両の整備状況、自動車保険の加入状況等を確認するものとする。
3　活動への往復又は活動中に発生した交通事故については、第 17 条の規定を適用する。
（事故発生時の対応）
第 22 条
助成団体は、支援活動中に事故、けが、食中毒、食物アレルギーその他の健康被害等が発生した場合、直ちに必要な救護措置及び関係機関への連絡を行うものとする。
2　前項の場合、助成団体は、速やかに支援先及び県Ｐ連に連絡するものとする。
3　重大な事故、救急搬送、食中毒又は集団的な健康被害等が発生した場合、助成団体は、県 Ｐ 連への報告とは別に、必要に応じて警察、消防、保健所、市町村その他関係機関への連絡及び届出を行うものとする。

第 6 章　活動実施及び実績報告
（活動実施上の留意事項）
第 23 条
助成団体は、支援活動の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。
1．支援先の意向及び現地の状況を尊重すること。
2．活動場所の安全を事前に確認すること。
3．必要な衛生管理及び食品衛生上の措置を講じること。
4．活動者及び参加者の事故防止及び健康管理に努めること。
5．必要な保険に加入すること。
6．支援先及び支援対象者の個人情報を適切に取り扱うこと。
7．必要に応じて保護者等への事前説明及び同意確認を行うこと。
8．県Ｐ連から活動に関して指示又は依頼があった場合は、これに従うこと。
2　助成団体は、支援活動の実施前に、別紙「支援活動実施前チェックリスト（別紙10）」に基づき、前項の留意事項について確認するものとする。
（実績報告）
第 24 条
助成金の交付を受けた団体は、活動終了後 30 日以内又は会長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を

提出しなければならない。

1. 活動実績報告書（別紙6）
2. 収支決算書（別紙7）
3. 助成対象経費に係る領収書等の写し
4. 活動状況を確認できる写真等
5. 支援先からの受入れ確認等
6. 事故等発生状況報告書（事故等が発生した場合）（別紙8）
7. その他会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第 25 条

会長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、助成対象経費及び助成金の額を確定する。

2　確定した助成金の額が既に交付した額を下回る場合は、その差額を返還させるものとする。

第 7 章　交付決定の取消し等

（交付決定の取消し）

第 26 条

会長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 虚偽その他不正な方法により申請又は交付を受けた場合
2. 助成金を目的外に使用した場合
3. 助成対象外経費に助成金を使用した場合
4. 正当な理由なく活動を実施しなかった場合
5. この要綱又は交付決定に付した条件に違反した場合
6. 必要な安全管理又は衛生管理を怠った場合
7. その他本事業の趣旨に反する行為があった場合

（助成金の返還）

第 27 条

会長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

第 8 章　その他

（予算管理）

第 28 条

県Ｐ連は、本事業の財源及び助成金の交付状況を適切に管理するものとする。

2　助成金の交付総額が予算額に達した場合は、原則として申請受付を終了する。

（支援活動の周知及び報告）

第 29 条

県 Ｐ 連は、本事業による支援活動について、支援先、支援団体及び参加者の個人情報等に配慮した上で、県Ｐ連の広報媒体等を通じてその実施状況を周知することができる。

2　県Ｐ連は、九州ブロックPTA 協議会その他支援金を提供した団体に対し、支援金の活用状況及び本事業の実施状況を報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 30 条

県 P 連及び助成団体は、本事業の実施に伴い取得した個人情報について、関係法令及び県 P 連が定める規程等に基づき、適切に管理するものとする。

2　取得した個人情報は、本事業の実施に必要な範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、本人の同意がある場合その他法令に基づく場合は、この限りでない。

（委任）

第 31 条

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1　この要綱は、令和 8 年10月26日から施行する。

2　この要綱による助成事業は、令和 8 年熊本地震に係る支援活動が終了し、かつ、本事業に係る助成金の精算が完了した時をもって終了する。